

2019年9月27日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

SMAM 日経225上場投信 ファンド名称の変更および信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいておりますSMAM 日経225上場投信（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、ファンド名称の変更およびその他の信託約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして、実質的な変更はありません。本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

(1) ファンド名称の変更

変更前（2019年9月26日以前）	変更後（2019年9月27日以降）
SMAM 日経225上場投信	SMDAM 日経225上場投信

(2) 第13条、第42条、第43条

変更前（2019年9月26日以前）	変更後（2019年9月27日以降）
【受益権の申込単位および価額】 第13条〔略〕 ②～③〔略〕 ④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の	【受益権の申込単位および価額】 第13条〔略〕 ②～③〔略〕 ④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の

変更前（2019年9月26日以前）	変更後（2019年9月27日以降）
<p>取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して 3営業日間 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の 4営業日前 から起算して 4営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5営業日前 から起算して 5営業日 以内） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑪〔略〕</p>	<p>取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して 2営業日間 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の 3営業日前 から起算して 3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 4営業日前 から起算して 4営業日 以内） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑤～⑪〔略〕</p>
<p>【交換請求】 第42条〔略〕 ②～⑦〔略〕</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して 3営業日間 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の 4営業日前 から起算して 4営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 5営業日前 から起算して 5営業日 以内） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑨～⑫〔略〕</p>	<p>【交換請求】 第42条〔略〕 ②～⑦〔略〕</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して 2営業日間 2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3. 第33条に定める計算期間終了日の 3営業日前 から起算して 3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の 4営業日前 から起算して 4営業日 以内） 4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>⑨～⑫〔略〕</p>

変更前（2019年9月26日以前）	変更後（2019年9月27日以降）
<p>【交換の指図等】</p> <p>第43条〔略〕</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して 4 営業日目 から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤〔略〕</p>	<p>【交換の指図等】</p> <p>第43条〔略〕</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替の請求を行うものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求の受付日から起算して 3 営業日目 から、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤〔略〕</p>

2. 変更理由

- (1) 2019年4月1日に委託者の合併に伴い委託者の商号が「三井住友アセットマネジメント株式会社」から「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」に変更となったことを踏まえ、ファンド名称の一部に使用している合併前の委託者の商号の英文名略称（S M A M）を、合併後の英文名略称（S M D A M）に変更します。
- (2) 株式等の売買にかかる決済日が取引日の3営業日後から2営業日後に短縮されたことに伴い、投資家の利便性向上の観点から、以下の信託約款の変更を行います。
 - ① 取得、交換の申込不可日の条件を変更します。
 - ② 受益権の交換にかかる受渡期間を1営業日短縮します。

※上記(2)は、東京証券取引所を通じた売買方法等を変更するものではありません。

3. 信託約款変更日

2019年9月27日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント フリーダイヤル **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。